慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	「日本における中立主義の生長」について： 中村菊男教授の批判に答える
Sub Title	A comment on the article "The origin and evolution of neutralism in Japan" in response to prof. Kikuo Nakamura's critique
Author	内山, 正熊(Uchiyama, Masakuma)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1971
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.44, No.4 (1971. 4) ,p.54- 77
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19710415-0054

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「日本における中立主義の生長」について

――中村菊男教授の批判に答える――

内山正熊

一

中立主義の一般的概念については、すでに十数年前、「現代における中立および中立主義」[1]と題する小論において検討を試み、私は中立と中立主義との異同を論述した。その論稿において、「中立は元来戦争、あるいは敵対する交戦状態を前提として成立する観念である。このような古典的中立は、戦時の交戦国双方に対して公平義務を保つて戦争の圏外に立とうとする国家の法的地位にほかならない。すなわち、中立国は、交戦国に対する平面的関係において戦争に介入しようとしない消極的な立場に立つものであるから、従来の中立は一次元的中立であつた。これに対して、現代の新しい中立は、戦時国際法上の概念でなく、平時における中立は、いわば次元のちがう領域における高次元的中立といえるであろう。それは戦争を肯定した中立ではなく、戦争を否定した平和の要素としての中立である。この新しい中立は、戦争の要素を減殺するためのものであるから、この意味の中立主義は、従来の勢力均衡関係の上に乗つた日和見主義的な中立主義ではなく、ブロック間の

平和共存を求める積極的な立場であり、真の中立をめざす中立主義は、困難にめげず平和のために生き抜こうとする平和主義である」という趣旨を私は表明した。

さらに、第二次世界大戦のきびしい経験を経て、かつての戦時中立の概念が破綻に瀕したことに顧みて、戦後の新しい中立を模索して、それは戦争が始まつてからこれに巻きこまれないようにするという消極的な逃避主義的なものでは足りず、むしろ戦争が始まらないようにするための生存方式として積極的な中立を考えたのである。この新しい中立は、両極化した東西両陣営の何れの側にも入らずに戦争を起させないようにしようとする積極的な平和意欲が中心であり、自ら主体的に中立を主張するという意味から、積極中立またはノン・アラインメント（非同盟主義）といわるべきものである。この新しい中立のイズムが中立主義であつて、それは二つの陣営の間にあつて戦争防止の緩衝的機能をもち、平和地域を拡大して対立緊張を緩和しようとする第三勢力の立場でもある。とりわけそれは、原子時代において、何としても世界を戦争から救おうとする平和の信念、人類生存のための中立主義である。(2)

この中立主義（Neutralism）は、第二次大戦後に使われ出した新語であり、これに対応する現象も戦後の新現象であつて、それは一国がいずれのブロックにも属せず、双方の対立緊張を緩和しつつ平和の道をとろうとする行き方である。たゞこの中立主義の追求に当つて、前稿においては、西ヨーロッパの中立主義、東ヨーロッパの中立主義、アジア・アフリカの中立主義というように、日本以外の中立主義をとりあげ、わが国における中立主義には及んでいなかつたので、今度は、「日本における中立主義」を、その生成発展の過程を跡づけることによつて、新しい光の下に照し出してみようと試みたわけである。

この意味から、法学研究第四十二巻第十号において、「日本における中立主義の生長」と題し、日本の中立主義をとりあげて、私の中立主義に関する見解を明らかにしたのである。そこでは、中立主義はわが国において日本特有の政治風土の中

で生れ育つたものであることを指摘した。すなわち、日本の中立主義は、太平洋戦争の敗戦を契機として軍国主義日本が解体し、平和憲法をもつ新生日本になつてはじめて生れたものであることに注目したのである。それは戦後日本の新しい土壌の中から芽生えた日本独特の性格をもつものであり、悪戦苦闘の生い立ちを背負つた中立主義であつたのである。この苦悩にみち矛盾を含みながら今日まで成長して来た過程を跡づけつゝ、日本の中立主義が未成熟な概念であることを序論において詳述したのである。

その発展過程を実証的に検討した後で、その結論において、「日本の中立主義は、その成立過程から頗る複雑な要素が入りこんで居り、簡単に、心情的な平和主義、偽装的左傾主義、強硬独立主義などと割り切れるものではない。もちろん、アジア・アフリカなどの中立主義と共通した面もないわけではないが、消極的な不介入主義や二股かけた両岸主義でもなく、それは積極中立とか非同盟主義でも未だ足りない日本特有の要素が含まれている」（二一頁）ことも指摘したところである。そして最後には、「（中略）日本が世界で驚異的な経済成長をとげたアジアの先進国として、また、アジアの安定勢力として期待されるものがあるとするならば、日本は自由陣営の中に身をおきながら、極東における東西の間のオネスト・ブローカーとなることであろう。かつてのように、勢力均衡の権力政治の中にあつて西側の一陣笠として米国に忠勤を励むことでもなく、また経済的に富裕クラブのアジア唯一のメンバーとして南北関係での仲介者にとどまるものでもなく、謙虚に緊張緩和の礎石となることであろう。この穏健中正な立場に立てば、中立主義は日本特有の新しい外交進路として、国際的に重要となるであろうが、しかしそれまでには、日本の政治体質の改造が問題となるであろう」（二二頁）と論結したのである。

この私の所説に対して、中村菊男教授は、法学研究第四十三巻第十二号の「日米安全保障条約論――内山正熊教授の中立論批判――」と題する論文において、私の「所論に対する疑問の提起と批判」（同上二頁）を表明された。中村教授が私の上掲論文について疑問をもたれ、質したいと希望され、「筆者に誤解があれば是非反論していたゞきたい」（同上三頁）と述

べられている以上、私は、なが年の同学の同僚として、また一学究として、その「疑問と批判」に答えるのは当然であると考える。しかしそれは何よりもまず教授に対する学問的返答という意味から筆を執ったものであるのはいうまでもない。

しかしながら、およそ学問的批判がなされるに当つては、まず対象論文の問題点を明確にして、個々の部分ではなく全体としての文脈において、疑問の個所を明示するのが第一の要件である。いゝかえるならば、批判を試みる場合には、対象とされる論文を精読して、その論文の枠内において問題とされる論点を正確に把握することが必要である。もし批判者が勝手に解釈して問題点をとり違えたり、またはその論文ではまともにとりあげていない個所や不備欠陥と覚しきところだけをとりあげて、これを批判するならばそれはたゞに失当であるのみならず、原論文の執筆者を問題のテーマとちがつた土俵にひきづり込んで論争することになるから、純学究としてそれに答える必要はないと信ずる。苟もそれが学問的論争であるならば、まず第一に誤解に基いた批判である以上、その誤解をといてから批判せらるべきであろう。この意味において、小稿を俎上にせられた中村教授の熱意には謝しながらも、大変遺憾に思うことは、中村教授が私の論文をよく読んで居られないのではないかということである。例えば、教授がまず第一にあげて居られる「中立と中立主義の二つの概念を混同されていないだろうか」という疑問についていえば、私の引用した参考意見の中に中立と中立主義との混同があるのを、私がこの二つを混同しているととられているのである。私がこの二つを混同していないことは、本稿冒頭の旧論文或は小註においてこの二つを区別していることでも判ることであろう。

たしかに、私の論文中には、中立と中立主義とを二つながらとりあげたところもあるし、また私の引用した数々の発言者の言辞の中には、若干の概念規定の不明確、混同などが散見されるのは事実である。これを奇貨として、これを恰も私の混同であるかの如く中村教授は論じたてているかに思われる。このような表現上の未熟から誤解の余地を残したのは私の菲才の故であるが、それを別とすれば中村教授の批判は、これを学問的論争を挑んだものとは受けとることは出来ない。このよ

うな誤解に基く疑問ないし批判には答える必要がないと考える。中村教授が敢て誤解ではないとして批判されるというのであるならば、それはこの論文にかこつけて、私の安保条約反対論を批判攻撃にさらすことが目的のようにとられる。教授の洵に慇懃（いんぎん）叮重な表現には痛み入るのであるが、それにも拘らず、そのような批判には答えないことにしたいと思う。たゞもしこゝで私が反論しないならば、たゞに中村教授の要望に答えないという非礼を犯すことになるのみならず、私が中村教授の問題提示に対して反駁する力ないし勇気がないから反論しないのであるという意味にもとられるおそれがある。さらにまた、このまゝ私が答えないとするならば、同じくわれわれの講筵に列する慶應義塾大学法学部の政治学科学生に対して、一方的傾向の議論のみを注入して、他の視座には目を開かせないことにもなるから、このようなことにならないようにという意味から、ここに敢て反論を試みることにした次第である。

こゝで反論を始めるに際して、一つお断りしておきたいことがある。それは、この反論を純学問的に「中立主義の生長」というテーマに限つて、質疑に応答することにし、政治的な中立論賛否から安保条約論是非の政治的議論に入ることは避けることにしたということである。中村教授は、この私の論文を導入路にして、私の中立論ないし安保条約反対論を批判する底意であるかも知れないけれども、その関係の論議は学問的討論の埒外に出て、政治論争の土俵において行われることになるから、かゝる論争には立入らないことにしたいと思う。何となれば、本誌は慶應義塾大学法学部の学術機関誌であつて、一般の綜合雑誌ではないからである。のみならず、中村教授は、民社党の中枢に属する現実政治に密着した政治評論家でもあるのに対して、私は何れの政党にも全く関係をもたない純粋の学究であつて、政治論争に携わる意図をもつものではない。したがつて、本稿においては、「日本における中立主義」というテーマの範囲内においてのみ論議することにしたいと思う。

「本稿については、急遽提出したのに拘らず、早速本号に追加掲載を承認された法学研究編集委員会の寛容な配慮に対し深く感謝する次第である。なお中村教授が批判されるに当つて引用された小稿は、余りにも部分的であつて、私の真意が伝えられないのみならず、むしろ歪曲される危険が多分にあることを発見したので、本稿においては、私の見解を正確に表明するために、屢々長過ぎる嫌いがあつても、原論

文から出来るだけ前後を補うことに努めたことの諒恕を乞う次第である。」

二

まず第一に、「中立論批判」と銘打たれるからには、少くとも中立に関する通説に目を通され、それについて誤解のない程度の知識をもつて頂きたいと思う。いうまでもなく、私は国際政治、外交史学の専攻であつて、国際法学者ではないから、国際法上の中立についての知識が十分であるとは思つていない。しかしながら、中村教授は、最初の「中立と中立主義との相違」の問題提起について、「中立とは通常国際法的な概念であつて、交戦国の双方に対して中立の立場をとるというのが適切な用語である」（三頁）と述べて居られることに対して奇異に感ずるのである。教授は、冒頭にまず、S・ジャクソンとローレンスという国際法学者の著書から中立の定義をひいて来られているが、私はこゝで国際法的中立について論じているのではないのに、教授の方は、スイス、オーストリアのような永世中立から始めて、永世中立の国際法史的解説を加え、オーストリア憲法まで引用されている（前掲中村論文三頁、四項、五頁）。国際法的中立のないし永世中立論議ならば、私はここに論争する余裕をもたないけれども、たゞ教授のように、「中立とは、交戦国の双方に対して中立の立場をとる」云々というようなトートロジーの初歩的ミステークはさるべきでないと思う。私が国際法的中立と現代におけるいわゆる中立とを区別していることは、前者を一次元的中立とし、後者を次元がちがう高次元的中立として分けていることからも知られるであろう。それはすでに本稿当初であげているように、十数年以前に明らかにしておいたところである。この後者の中立を志向する中立主義が、中村教授のいわれる「中立」とはちがうことは自明であろう。

しかも、中村教授が国際法的中立を最初に詳述されたのは、私が該論文の第一頁に、「すでに原爆の洗礼を受け、反戦平和気運が日本全土を蔽つていたとき、当時生殺与奪の権をもつていた占領軍最高司令官が、日本は極東のスイスになるよう

にと暗示したのであるから、それが非常に大きな刺激となつて中立主義が抬頭して来たのは自然の成行きであつた」（二頁・二頁）と述べ、「マッカーサーによる日本の極東スイス中立論は、日本国内に非常な反響をもたらした」（八頁）云々と述べたことをとらえ、「筆者の見るところでは、ウィーンおよびパリ宣言の発せられたときのような条件は第二次世界大戦後の日本には存在しないと思う。その条件を無視して主観的にスイスになぞらえて日本の中立をうんぬんすることは社会科学的思考とはいえまい」（中村論文五頁）という私に対する攻撃の伏線であつたと見られるのである。しかしながら、呉々も留意されたいのは、マッカーサーの日本中立論だけを私が金科玉条のようにして中立主義の根拠にしているのではないのであつて、それは朝鮮戦争が始まつて以後でも多くの日本政治家がこれを拠り所にして中立論を主張した（該論文八頁、九頁）と私が紹介しているにすぎないことである。

また中立論については、私は、小泉信三氏の平和論批判としての都留重人氏の所論を要約紹介し、また一九六〇年の総選挙における、「日米安保か中立か」の中立論争について言及したにすぎない。私自身はその論稿では、中立主義の成長過程を跡づけるために過去において、いかなる論議論争があつたかを忠実にとりあげてみたのである。くどいようであるけれども、私は「中立論」をこゝで展開しているのではなく、「中立主義の生長」過程を主題としていることに注意せられたいと思う。中立と中立主義との相違ないし異同を中村教授に劣らぬ程度には心得ている積りであるので、私の「中立主義」に関する論文をひつぱつて来て、「中立論批判」にすりかえられること自体が、まず問題提起において中村教授には混同があるといわざるを得ない。もし当該論文の最後につけてある小註（二二頁）だけを見られても、私は私なりに両者の区別はしているのであるが、これを混同しているといわれるならば、それは中村教授の見方がそうであるというにすぎず、私はそれには応答しようがない。ただしかし、再びまた注意を喚起したいのは、その二二頁六行目において、中立主義が、「正確にはいかなる意味をもつかという概念を規定することは、未だ熟していない」と述べて、現在でも中立主義の概念は固まつていな

いことをはつきり断つていることである。これに反して、中立の方は国際法の領域においてその概念規定はすでに明らかになつているのは周知の通りである。それについては、私が国際上の中立を「戦時において交戦国に対し局外に立つ国家の法的地位をさす。その根本理念は公平不偏（impartiality）である」という簡単な定義を、ただ立作太郎博士の昭和六年版戦時国際法から引用したにとゞまつたのが、中村教授には私の認識不足ととられたのであろう。たしかに中村教授は、英書まで参照（九頁）されて、ジャクソンによれば中立とは云々、ローレンスは云々とあげて居られる。それと共に、横田喜三郎、前原光雄両博士の書物に当つて居られるけれども、中立の国際法的概念に関する限り、表現はちがつても立博士の定義と本質的には変らず、いまさら外国人国際法学者のいうところを借用するには及ばないと思う。私はローレンスの方は読んでみたことはあるが、ジャクソンの方は未だ読んでいなかつたので、この点については中村教授より不学であつたことを告白しなければならない。しかしながら、私は我が国における国際法学の泰斗立博士の定義をひけばこゝでは十分であると信ずる。私も国際政治、外交史学を専攻する者として、知識をひろく世界に求めるのに吝かではないけれども、「今なお西洋学者の後楯がなければ何事も言い切らぬような心掛けの、日本人としての自負、学者としての自信に欠けた態度の者」（潮田江次著「政治の概念」はしがき）でないように、自ら努めている積りであるので、敢て該論文には立博士のものだけあげるにとゞめたことを諒とされたい。従来私は西洋の学説を参照引用折衷することに余り流れすぎただけに、せめてこの日本に関する論文では、西洋学者の説などに依拠しないで書きたいと思つたために、中立概念の検討が東西に及ばなかつた形になり、中村教授のように註の冒頭に欧米学者の説を引用しなかつたわけである。

しかしながら中立主義（Neutralism）は、何といつても第二次大戦後出現したものであるから、私もその関係の欧米文献には特に注意して来た積りである。中村教授が中立に関する国際法学者の所説をあげられたので、国際法学的探求路線でたゞ一つ最も感銘を受けたものとしては、トーマス・ベイティ博士の中立に関する論説であつたことを附記するにとゞめる。(3) 中立

主義については、国際政治学的論作[4]を参照してその最大公約数的特徴をつかみ出し、それは非同盟主義と同義であるとして、私はこれを「対立する東西両陣営、とりわけいずれかの軍事ブロックにも加担しない外交姿勢である」（二二頁註九行目）と一応定義しておいた。したがつて、上述の中立概念との相違はすでに歴然としていると私は思つている。たゞし、私の整理の仕方が拙く、この両者の混同を読者が感知されるならば、それは私の表現の稚拙が原因であるから、この点修正しなければならないと思う次第である。私の知恵はこの程度のものであるから、もしそれで納得頂けないならば、私の非力を愧じるのみである。

しかし、中村教授は、これでは満足されず、実践の世界で中立主義をとりあげようとされ、「日本では中立主義を唱えているのは野党だけであつて政府および政府与党ではない」（前掲論文六頁）のであるから、「中立や中立主義は条件のないところでは成立しえないことを重ねて指摘し」て、私が「中立と中立主義との区別が明確にされていないように思われる」といわれるのであるが、私の考えでは、中村教授の方こそ中立と中立主義とを混同していると思うのである。私は外交政策としての中立主義を打出すことを望ましく思うけれども、こゝでは政策論議をしようとしているのではない。中村教授の言分によれば、外国で中立主義政策をとる政党は、政権をとつているから主張してもいゝが、日本においては、社会党は野党であるから中立主義を主張してもナンセンスだということになる。しかし、中立主義が平和独立という真理の道であるならば、与野党たるを問わず、いかに強く中立主義を主張しても何等差支えなく、むしろ逆に却つて国民的要望として強調されて然るべきであると信ずる。それは最近の世論の傾向としても見られるところである。[5]

たしかに、教授の指摘されるように、「この論文が書かれた後の昭和四十四年十二月行われた衆議院の総選挙において非武装中立主義を唱えている日本社会党が議席の数を大幅に減らし、三分の一を大きく割つたこと」（中村論文六頁）は事実であるが、それだからといつて「非武装中立論が国民から批判された」（中村論文六頁）ことを過大視されることには問題があ

ると思う。社会党が惨敗し、自民党が圧勝したことは、国民が社会党に失望したことを示すからといつて、中立主義に絶望したことを意味するものではない。中村教授がいわれるように数の大きさは必ずしも質の高さを保障するものではないのである。[6] 当選者の数は三分の一に減つても、社会党の支持率は未だ21%あり、共産党ないし公明党の当選者数の増加は、中立支持の増加を物語るものであるといえるであろう。しかしこれは、政策論争になり、民社党の動向批判にもなるから、本稿においては、たゞ自民党が議会の多数党であるから、日本では日米安保肯定、中立否定という立論をされる中村教授の所論に私は賛成し兼ねるというにとゞめたい。

三

次に武装中立論と非武装中立論とを混同しているのではないかという批判についても、もし先入主なしに静かに私の論文を読まれるならば、私は日本における中立主義の成長を事実に即して客観的に跡づけたのであり、その実践方式について武装中立と非武装中立とを主題としたものでないことは明白になるであろう。しかしながら、その論稿の中で「中立論争の展開」（一九頁）において、中立か安保かについてふれたことは事実であり、非武装中立に特に力点をおいて論じたつもりはないけれども、該論文において、真空理論批判という形で中立主義擁護を行つたことが、教授の目には両者を混同しているように映つたのであろう。むしろ、私は、中村教授が私の折角苦心して要約したつもりの「中立主義賛否の論拠」（一五頁から一八頁まで）については、具体的にこの箇所には全く言及されることがなかつたことを甚だ遺憾に思うのである。とりわけ、小泉説に対する都留批判は、極めて明快適切であるので、これについて中村教授が何もふれず批判を試みられないのを私は不審に思うのである。

いうまでもなく、真空説に基いて日本の再軍備を肯定支持することは、一般世論に受け易く、これを批判し再軍備に反対

することは、逆に右派―民族独立を標榜するナショナリズムの立場―から攻撃され、左派として非難される危険を冒すことであるにも拘らず、都留氏が理路整然と逐一真空説に批判を加えていることを、中村教授は黙殺されている。やゝ長きに亙るが公平を期するために、殊に誤植があつたので、この部分を再録することを許して頂きたい。（一五頁から一七頁まで）

まず都留氏は小泉説を次の如く要約する。

(1) 国の中立はそれを希望するだけでは実現出来ない。米ソ両国に日本の中立不可侵を約させるなどということは全く非現実的である。もし本当に中立を守ろうと思うならば、侵略を排除するだけの実力をもたねばならぬ。

(2) 現在の世界情勢においては、いわゆる真空状態をつくらぬことが平和擁護のため一番大切である。それはソ連が直接又は間接方法で侵略的行動に出る可能性がきわめて強いからである。朝鮮動乱はその好例である。（原文一六頁二行目の――部分が〝つらぬく〟となつていることは重大な誤植である。）

(3) 「真空状態」が危険であるということになると、安全保障のため措置をとらねばならぬことになるが、その安全保障は、「現実の事実問題」としてアメリカに託す以外に実効ある途はない。

都留氏は小泉説を以上三項にまとめて、逐一これに反駁を加える。まず米ソの対立については、権力政治上の対立とイデオロギーないし社会制度上の対立との二つの契機があるとし、前者は元来妥協可能であるのに対して、後者は本来的に妥協はありえないものである。最近の米国世界政策は、両者を二重写しにした主観の上に立てられているから、本来なら妥協可能な権力政治上の問題も、原則的に妥協不可能なイデオロギー上の対立に移しかえられて、冷戦緩和の見込はいよいよむずかしくなる。たとえ軍備が侵略に対する一つの可能な対策であるとしても、それは明らかにイデオロギー的な侵略に対して最悪の対策であるというのほかない。何となれば、それは克服せんとする恐怖を却て助長し、鎮まらんとする炎に却て油を注ぐことになるからである。もし米ソ間に権力政治上歩み寄り調整が可能であるという信念の下に行動するならば、それだ

け調整に一歩近づくことになる。たとえ米ソ間に挟まれた日本にとつて困難であつても、この調整可能の信念をすてたり、それを現実化する方法論の探求をやめるべきではない。力以外に頼るものをもたない国民は不幸である。都留氏は、F・D・ルーズヴェルトの名言たる、"The only thing we have to fear is fear itself." を引用して、我々が恐れなければならないのは、共産主義そのものより共産主義に対する恐怖であるとして、これを次の五項に分類して反論を試みるのである。

(1) 真空説は、「ソ連帝国主義」なるものに対する恐怖心が政策の基調をなしている。それは対外的危機をあおり、実在しない（亡霊）脅威をつくりあげることにまず誤りがある。すなわち、それはソ連帝国主義に対する恐怖心に基いて、ソ連が日本に進入して来ることがたしかだと見ることは検討を要する。

(2) 真空を力でうめることは、却て冷戦下の緊張を激化することにならざるをえない。この軍備充実増強こそは、遂にソ連をして軍事的対抗の措置に出させることになる。

(3) 同じ真空を力でうめるにしても、それが日本の自主的な力でなされないで、外国軍隊によつてなされるならば、それは却て日本をして戦争に巻きこませる危険をはらむものである。単独講和——安保条約——再軍備という一連の系列は、米国の世界政策の一環としておしすゝめられているのであつて、日本を守るために外国基地をおくことは、防衛に役立つよりも、却て敵方からの攻撃をひきつける危険性が大きい。

(4) 今日の状態で真空を自力でうめようとするならば、それは日本が再軍備強化ということになるが、しかしこれは平和憲法の国是に背くのみならず、事実上他国からの軍事援助を仰ぐ形となり、したがつて日本が援助国に従属せざるをえない羽目になつて、逆に軍事従属性を強めることになる。

(5) 真空を軍事的にうめようとするならば、他に向けられる国民の力を軍事充実の方に向けなければならないが、それは社会福祉の充実を犠牲にするというマイナスを伴う。それはまた積極的な社会改革方策をもち合わさないことを自認するこ

とにほかならない。

これを要するに、真空説に拠つて日本の再軍備をはかることの得失を比較考量するならば、日本の失うところの方が大きく、自ら独立を滅殺するというのが、その反論の趣旨である。それは、折角非武装の立場に立てば、その非武装の故に敵対国をもたないですむのに、外国基地をもち外国軍隊の存在を許すことは、敵対度を高めることを切言するものであるが、それはまた裏返して中立主義の根拠ともなるのである。この都留説をこゝに再び引用したのは、十年以上を経た今日でもその基本的な考え方は依然生きていると私が思うからであつて、この点について、中村教授が私を非武装中立の立場をとる者として、非現実的なイデオローグであると批判されるのであろう。「教授は完全に非武装と武装とに質的な差異のあることを無視されている」（六頁）と衝かれたけれども、日本における中立主義の成長過程一般を問題とする場合、武装中立論と非武装中立論との区別にそれほど目くじらを立てる必要はないと思う。それを中村教授は政党の立場と関係させて考えられるからその区別を重視されるのであろうが、平和日本の進路として、またわれわれ日本国民の基本姿勢としてとらえる場合には、日本における中立主義は、むしろ自立独立を重んずる毅然とした独立外交、善隣外交である点に注目すべきであると思う。問題はむしろ、武装、非武装の方法論的差異にも拘らず、わが国における中立主義的傾向が日本国民の世論の半数以上の支持を獲得しているという事実である。

安保改定に際して、朝日新聞が行つた「安全はどうなる」（三五・一・八）という世論調査において、

アメリカに頼る方法	一四％
国連に頼る方法	二四％
日本を中立国にする方法	三五％
ソ連・中国と仲よくする方法	八％

という結果が出ているが(?)それは、中立支持的傾向がアメリカに頼る安保肯定論より高いことを示しているのであり、これを「国連に頼る方法」と合せるならば59%が中立主義的ということが出来よう。(国連依存は直ちに中立主義とはいえないとしても、少くとも米ソなどとの軍事同盟には頼らないという意味で中立主義に近いといえる)さらに最近の資料を探してみるならば、

70年代日本の進路（世論調査）読売

問い　つぎにあげる項目で，それぞれどれが，日本にとって望ましいと思いますか。

	大いに望ましい	やや望ましい	どちらともいえない	あまり望ましくない	非常に望ましくない	わからない無答
自衛力を増強すること	11.9	17.2	20.7	26.0	10.8	13.4
核兵器をもつこと	2.5	5.2	12.1	22.3	45.3	12.6
西欧圏と軍事同盟を結ぶこと	2.6	6.8	21.0	18.5	20.5	30.4
共産圏と軍事同盟か不可侵条約を結ぶこと	3.6	6.0	19.1	17.4	23.7	30.2
国連軍に積極的に協力すること	16.0	13.8	20.4	13.0	9.5	27.3
日，米，ソ，四国で安全保障条約を結ぶこと	25.4	16.2	18.3	6.2	6.1	27.9
軍事的に完全中立関係を保つこと	36.9	14.4	17.2	5.4	2.9	22.3

（昭和四五年五月三十一日）

毎日新聞が行つたアンケート、すなわち、日本が将来最も住みよい国になろうとすれば、いかなる国を模範（手本）にするかという問に対して、日本人の九割以上の殆んど全部93％が、「どの国とも戦争をしようと思つていない」という回答が出て居り、その模範とする国はアメリカ29とならんで、スイス29（英国10、独7、フランス4）という中立国をあげているという事実を教授は無視されるのであるか。さらに安保か中立かという形でなく、日本にとつていかなる進路が望ましいかという形になると、軍事的中立を保つことという項目が断然多く、中立日本を理想とする者が国民の過半数を占めるという結果も出ているのを教授は御存知ない筈はないであろう。(8) このような事実が明白に出ているのにも拘らず、しかもなお、中村教授は、日本における中立主義に対して低い評価しか与えられないとするならば、教授の「事実認識が固定的」であり、「一定のイデーと願望が先行し」、「このような理念にもとづく事実認識が正しいかどうか」（中村論文三頁）という疑問を私は抱かざるを得ないのである。日本政治の実態研究の権威中村教授に対して失礼ないゝ方かも知れないが、こと中立主義に関する限り、以上の世論調査を今一度よく御覧頂きたい。その事実の証左を以て私の答えに代えたい。

四

簡明に反論するために、第三、第四の疑問については、その表現形式がちがつていても、本質的には、私が二者択一的な図式を設定して偏向的な強弁を展開しているのではないかということであるから、この二つの疑問に対して一括して答えることにする。

この当該論文は、その表題が示すように、中立主義の生長の姿を過去の事実の中から解明しようというザインを追求したものであり、中立主義の理念を追求したゾルレンの論文ではない。私は理念主義に基いて国際政治現象を把握しようとし、「中立主義＝平和、安保体制＝戦争といつた二者択一的な図式が画かれていてこの図式にふさわしい資料だけに目が向いて

いる」（中村論文三頁）という意味の疑問に対しては、内容は別としてこのような一方的偏向的態度は、逆に中村教授の方にあてはまるのではないかといゝたい。何となれば、教授は論文全体の文脈には関係なく、唐突にある部分だけをとり出し、例えば「日本が米軍の基地をもつことは日本の安全防衛に役立つであろうか。米軍基地のあるところ、むしろこれあるがために、共産側からの核攻撃をひきつける吸収基地となり、米国と核戦争心中をさせられる恐れがある。」という一部分だけをとつて、「これこそまさに被害妄想というべきである」（中村論文一七頁）と痛撃されるからである。残念なことには、その前後を中村教授はカットされるのである。この文章の前に「この中立論争は、選挙戦の対象とされ政争の具と化した傾きがあつたが、しかし日本の安全保障方式として共同防衛の道をとることを再検討する機会を国民に与えたのである。従来は安保体制のプラス面のみが強調されていた傾きがあつたのに、これを機にむしろマイナス面が反省されるようになつたのである。その有力な主張は西春彦氏によつて提唱された。その外交官の体験に基く論述は、新安保条約は自由陣営の防衛力を特に増加するわけではなく、徒らに共産陣営を刺戟するばかりであるという趣旨のものであつた。またそれによつて中ソが共に日本の軍事的復興を恐れ、ソ連としてみれば、その敵視する米国と軍事協力を強化することを嫌悪しているのは明らかである。安保批准は、日本と中ソ両国の関係を悪化させ、中共をして核保有に向わせた一因である。仮に一歩譲つて東西の対立緊張の間に立つて米軍が日本に駐留することによつて軍事的に米国の対抗防衛力を強めることが出来たとしても」と私が書いたところはとつてしまつて、文章の中途で、「日本が米軍の基地をもつことは云々」というところだけを抜き出してそのあとの、「また共同防衛に入れば、その同盟の相互連帯性によつて戦争に巻きこまれる危険があるのみならず、反対陣営を挑発する可能性が多い。」という部分もとつてしまわれている。私としては、それについて次の文章を引用文と共に連関して論を進めているのに、それは無視されているのである。こゝに、また長くて心苦しいけれども私はその後の主張だけは再び紹介することを要請せざるをえない。

「元来安全保障は相対的に保たれるものであつて、対抗する側の出方に即応すべきものであるのはいうまでもない。戦前においてさえ、日本はソ連を無用に刺戟しないことを心がけ、いつでも話し合いに入りうる状態をつくつておくことに努めていた。我が国が共産諸国に対しては不信の念をもちつづけ、他方の側の大国には唯々諾々と迎合的態度をとることは失当である。（西春彦「回想の日本外交」一九六五年二一頁参照）むしろ、軍事ブロックに入らないで相手を反発させない中立の道をとるならば、共産側から攻撃を受ける危険が減少することだけはたしかである。この意味において、中立主義は現実政策としても非現実的な幻想とは片づけられないであろう。中立の行き方は核時代においては何としても戦争を回避しようという平和生存方式であり、国際緊張を緩和して対立陣営の間にクッションの役目を果すべきものである。日本はその対外政策において、自らの意志によつて一歩でも危険と考えられる状態に身をおいてはならないし、また極東の緊張をかもし出す方向に足をふみ出してはならない。これこそ戦争の最大の教訓だつた筈である。このように、日本における中立主義は、敗戦と占領との悲痛な体験の中から生れたものであり、平和と独立という新生日本の課題を二つながら担う指導理念であつたのである。（以下略）」（当該論文二〇頁）

私としては、日本の中立主義をとりあげるに当つて、出来るだけ現実的背景、具体的経過を考慮に入れた客観的解明の態度をとつたつもりであるが、それにも拘らず、私の見解に対し上述のような感想を中村教授が抱かれたとするならば、それは私の書き方が拙いことゝ共に、この論文にかこつけて私のかねての日米安保体制批判論の打撃をねらつたものであると見るほかない。しかし、すでに述べたように、中村教授の「日米安保肯定論」に対して挑戦する意図は全くない。私は学問的論争のマスクをかぶつた政治論争に入ることは御免蒙りたい。

五

最後に指摘された私の発想法についての批判には、これも事実を以て答えることにしたい。中村教授は、私の所論について、「中立主義は平和に通じ、集団安保は戦争に通じるといつた単純な発想がうかがわれる」といわれ、私の中立主義論を独断的なものと批判されている。また私がサンフランシスコの講和条約を単独片面講和といゝ、米安保条約が講和条約と引き換えにおしつけられたという事実を明らかにしたことに対して、「それが押し付けだとみるのはまつたく事実に反している」（中村論文八頁）と反撃される。私は卒直にサンフランシスコ講和条約は、中ソを抜きにして西側諸国との間に結ばれたものであるから、すなわち東西両陣営諸国との間に結ばれたものでないから、片面のセパレート・ピースとして単独講和とした。たしかに私が単独講和として、中村教授のように多数講和としなかつたのは事実であるし、「押しつけ」などという俗な表現を使つたのは拙かつた。しかし安保条約は「講和条約と引換えであるともいえる」（有田八郎著「私の見る再軍備」一四頁）し、「押しつけられた条約ではない」（西村熊雄著「安全保障条約論」一七頁）ともいえるし、その点については、見解が両立しているのである。しかしこゝで私が逐一反論すれば、二人の意見は平行線を辿り泥仕合になり兼ねない。したがつて、二人のとり方がちがうのを私は認め、中村教授は中村教授の考え方、行き方があるし、私には私の考え方、行き方があるのだというにとゞめたい。

たゞし、どうしても反論しておかなければならないことがある。それは、「私の発想に自虐的な意識があることは教授の『小村外交批判』（『法学部政治学科開設七十周年記念論文集』法学研究第四十一巻第五号）を見ても明らかである。教授は日露戦争勃発の原因を日本側にのみ求めていられるが、「幾多の論証のあるように、当時の帝政ロシアの帝国主義政策は明白であり、日本だけが好戦的であつたわけではない。そして教授はこの論文において小村寿太郎を「戦犯第一級に指定されている

が、これは歴史における条件の相違を無視された考え方であり、現代の感覚をもつて現代以前の問題を処理されようとする態度である」（中村論文一〇頁）という一節があるが、これに対しては、原文をもつて答えずにおられない切なる念にかられるからである。

すでに述べた如く、教授は、全体前後の文脈から離れて部分的に小稿を引用されるのをつねとされるが、この部分についてもその例にもれず、頗る誤解され易い引用の仕方をされている。公正を期するために、この部分を原文のまゝかゝげてみることにしたい。

「もし日露戦争について極東軍事裁判の如き裁きがあつたとするならば、小村は最先にその非道悪質性を世界の前に暴露され、世界的批難の的となるであろう。太平洋戦争勃発前の日米交渉においては、松岡も東郷も外務大臣として軍部のイニシアティブに圧され、むしろ軍部の要求を抑えるという任務に当つたのに対して、小村の場合には、外交がむしろ軍事にまさつて、小村が開戦の謀略をはかるという戦略的視座において行動したゞけに、戦犯第一級となるべきことは問題ないであろう。とりわけ、戦争責任の追求ということになれば、単に日露開戦についてでなく、日露協商の平和路線をたち切つて軍事同盟たる日英同盟に切り変えたという決定的責任、ないしは共同謀議の責任を免れないこと明らかである。

日露戦争以後すでに半世紀以上が経過し、勝利の輝かしい側面のみが回想され、その苛酷な暗い面は忘却の彼方に追いやられているけれども、いまや日露戦争の反動的影響が噴き出している観がある。今日の韓国や中国との関係は、日露関係の変化と共に、日本にとつて深刻化している。それにつけ、日露戦争がなかつたとするならば、歴史の展開は異なつていたであろうと思われるのである。殊に小村が斥けたロシアの対日妥協案の中には、今日でも考慮されてよいような中立地帯設定などが含まれているのを見るとき、ロシア提案を容れなかつた小村外交の硬直性を遺憾とせざるをえない。しかしこれを小村の罪のみに帰することは出来ないかも知れない。それは対外硬の伝統は日本に根深く、小村もまた時代の児であつて、当

時の歴史的舞台に登場したにすぎないといえるからである。」（前掲記念論文集一四四頁、一四五頁）

たしかに私はこゝで「戦犯第一級」という言葉を使つたが、それは「もし日露戦争について極東軍事裁判の如き裁きがあつたとするならば」という仮定の上に立てられた表現であるし、また一歩譲つて小村に対しきびしい評定をしたとしても、最後に「小村もまた時代の児」であつたとしていることに注意を促したい。さらに、中村教授式の引用をするならば、小村を「霞ヶ関の功一級」（上掲記念論文集一二四頁）という讃辞もまた呈したこともつけ加えたい。また「日露戦争勃発の責任を日本側にのみ求めた」といわれるけれども、私は日露談判における小村の態度について、「日露戦争の開始に関する限り、小村は積極的役割を果したことは明白であるから、日露戦争の外交は小村外交といつて差支えないと思われる」（前掲一三四頁）と述べたにすぎない。一般にはロシア側の高姿勢で日露戦争が勃発したとされているけれども、たゞ私は、当時の駐露栗野慎一郎公使の記録に従つて、「日英同盟成立以後、日本に警戒的になつても、ロシアとしては日本と戦おうとは少しも思つていないらしく、ラムスドルフ外相は、日露交渉にはイズヴォルスキー公使を親日的なローゼンに代えるという」（前掲一三六頁）ことを述べたにすぎない。私は日露戦争の一因を日英同盟の成立に求めるけれども、日本側のみに求めてはいない。当時の帝政ロシアの帝国主義政策も否定してはいない。たゞ日本だけが正戦の立場に立ち、非はすべてロシア側にあるとすることには反対であるといつたにすぎない。

これをしも「自虐的発想」（中村論文三頁）といわれるならば、これと同程度の言葉を以て中村教授に酬いるとして、教授の方こそ「他虐的」であり、私の素朴な考え方を「単純な発想」（同上九頁）といわれるならば、教授の独善的な考え方は「単純そのもの」で硬直的であるといゝたいと思う。私は感情的な反対論議に陥りたくないと思うのであるが、私が米軍基地について、「日本が米軍の基地をもつことは日本の安全防衛に役立つであろうか。米軍基地のあるところ、むしろこれあるがために、共産主義からの核攻撃をひきつける吸収基地となり、米国と核戦争心中をさせられる恐れがある」と私が述べたこと

に対して、「これこそまさに被害妄想というべきである」（中村論文一七頁）といつて論難されたことについても一言応酬せざるをえない。私が米国と心中云々という俗悪な表現を使つたのは、たしかによくなかつた。しかしこれと同趣旨の傾向は多少のニュアンスのちがいこそあれ日本人が抱いているところである。それは、国民の三分の一が軍事色の薄くなることを望み、「近い将来日本が外国と戦争になる危険があるか」の答えでみても、「大いに危険がある」と考える者の三分の一が日米安保の廃棄を主張している。この意味においては、私だけが米軍基地の効用に対して否定的であるのではない。昨年の毎日新聞による世論調査においても、「本土内に米軍基地が必要であるか否か」についての問に対して、「必要と思う」という回答は33%であり、「必要でないと思う」という意志表示は59%であつたという事実[9]を顧みる必要がある。それは単にムード的な反米基地闘争からの反対論でなく、戦後二十六年も経た今日、しかも核ミサイル時代の現代で、核戦争に対する拒絶反応を抑えることが出来ないとすれば、私だけが被害妄想であるとはいえないであろう。日本国民の半数以上は、出来るものならば中立主義を押し立てゝ、どの国からも日本の平和と繁栄を脅かされないことを期待しているのである[10]。それをみれば、国民の中に中立日本の理想が浸透して来ていることは否めないであろう。

（追記）

気づいてみれば、はじめ「中立主義の生長」に限つて反論するという立場で出発したのに、いつのまにか中村教授の攻撃に対する反撃というに近い応酬になつてしまつた。このような学問的論争の線を越えて、感情的な反対論になりかけたのに気づくと、やはり私も西春彦氏の故智に倣つて一顧だにしないで黙殺という方法をとればよかつたとすら思う。しかしながら、二十五年にあたる中村教授との交友の誼みから、やはり筆をとるのが至当であるという心持も抑えることが出来ない。教授が本稿を読まれることによつて、私の真意をくみとられることを祈つてやまない次第である。

なお本稿を草するに当り、中村教授の近著「安保なぜなぜならば」（一九六九年有信堂）「日本の中立は可能か」（昭和三七年論争社）

および、同教授編著「日米安保肯定論」（昭和四二年有信堂）を読み、出来るだけ中村教授の中立に関する見解を諒解しようと努めた。ただ原稿提出期限が切迫していたため、その他の著作まで精読するというところまで時間的余裕をもたなかったので、不測の誤解があったのではないかを案じている。しかし、「安保なぜなぜならば」は、頗る平明な安保肯定論の主張であって、中村教授の見解を知る機会が出来てよかったと思っている。しかしながら、同著中の「極東条項は不必要か――西春彦氏の安保改定論を駁す――」（一四一頁）において、「西氏は、六〇年安保改定のときも『憂国の論文』を発表されたが、当時筆者は西論文の妥当ならざる理由を逐一批判した（拙著『国際情勢と憲法問題』）しかるに、西氏は筆者の批判にはこれに一顧だにされないで、今回の論文（中央公論昭和四十三年八月号所収の「七〇年安保改定への提言」をさす。）においては、自分に有利な賛成意見だけを述べておられる。しかも、その賛成意見は、「自民党の一政治家」、「新聞界の長老の一人である古い友人」、「先輩外交官のある人」、「旧同僚の一人」となつており、すべて匿名である。またいつかなる場所においてこれらの発言がなされたかも一切不明である。これでは世間の人すべてが西氏の見解に賛成し、これを支援し、激励しているかのような印象が与えられる。はたしてそうであろうか。しかし、西氏の主張への批判は、単に筆者の知る範囲の人びとの間にもずいぶん多くいる。自分に賛成する立場の者の意見だけに耳を傾けて、批判するもの、あるいは反対する者の意見を全然取り上げないのはまことに片手落ちで独善的であるというべきである。『これを書いたら死んでもいいと思っているんですよ』（前掲「中央公論」〝ですくさいど〟）といわれた七十五歳の西氏に『憂国の至情』があるとするならば、反対の立場において筆者にも平和への熱情と『憂国のいい分』がある。西氏のような主張をつらぬいていけば、日米関係は悪くなるばかりで、日本の自由と民主主義と平和を願うものにとつてゆるがせにできない事態が生ずることをおそれるものである。なぜならば、左翼論者の安保否定ないし批判論は、その根拠が〝千編一律〟で画一的な議論の繰り返しに過ぎないが、西氏はちやんとした経歴をもつた外交官出身であるが故に、その主張に耳を傾ける人がいると思われるからである。つまり、立論の根拠が薄弱であつても、その主張する人物によつては、その所説が受け入れられるということもよくあることであるから、筆者としても西論文の主張にはとうてい同意しがたいものがあるので、あえてこの一文を草したしだいである」（一四二頁、一四三頁）と中村教授は痛憤して居られる。この教授の心境は全く私の心境と同一であるので、あえて長いけれども引用させて頂いた。

しかし、西氏と私とのちがいは、西氏が外交官としての要職にあつた高名の外交評論家であるのに対して、私の方は無名の一介の純学究であるということのほか、西氏はその論文において引用された意見を「すべて匿名」にされたのに対して、私は出来る限りそれを明示したことである。例えば、中立主義の賛否両論については、小泉信三氏と都留重人氏との両氏の所説を要約しながらあげ、学者とし

ては、矢内原忠雄氏と南原繁氏との主張を簡単ながらあげている。政治家の所論は、賛否を問わず、まずマッカーサー、吉田茂氏からはじまり、鳩山一郎、片山哲、細川嘉六、鈴木茂三郎、水谷長三郎、黒田寿男、三木武夫、北村徳太郎、帆足計、鈴木義男、三宅正一、曽祢益の諸氏の所論を国会記録の中から引用し、またマッカーサーの日本中立論を支持言及した者として、苫米地義三、中曽根康弘、並木芳雄、松井道夫、伊藤隆治、羽生三七、戸叶里子、福田昌子、野坂参三、聴濤克己の諸氏の名をあて、国会記録の中からそれについて述べた。（前掲法研第四二巻第一〇号二四頁）そのとりあげた個所はちがうにせよ、池田勇人、江田三郎、西尾末広（一九頁）それに不破哲三（三頁）の諸氏についても言及したつもりである。しかし、もちろんこれ以外の論者をさらにあげるべきであろうが、そのときの資料の探し方はこの程度であった。しかしながらこれによって、私が理念主義にもとづく事実認識をしているのでなく出来るだけ事実に即して中立主義の展開を探究しているところを認めて頂けば幸いである。

（1）中央公論第八百四十二号（昭和三十三年八月号）一八五頁。それと共に翌年昭和三十四年七月の国際法外交雑誌第五十八巻第三号には、「Disengagement の沿革と本質」という論説を書いて、中立主義の実践的側面についての具体的検討を試みた。ディスエンゲージメントは、今日国際政治的ないし軍事的概念として、戦術的撤退、相互撤収、あるいは非武装中立化というように考えられているが、私はそれを敵視政策をやめて緊張緩和の足場をつくろうとする平和への志向、冷戦終結へ向う姿勢、ないしは平和共存のアプローチとして積極的意義に評価しているので、これも中立主義の円周の中に入れて考察した。（日本国際問題研究所 中立主義の研究上、四五頁以下）なお、「日本の中立主義」については、かつて私は関嘉彦、荻原延寿の両氏と季刊「社会科学」の中立主義特輯号において、討論をしたことがあり、そこで私は、冷戦構造がこわれて来たとき、東西どちらにも傾倒しない善隣友好で行く公正穏健な中立主義を考えるべきであるとし、それは左右に偏しない自主独立の道としてとらえるべきであると主張した。（同誌一九六四年春季号一八三頁、一八四頁）

（2）小著「現代外交論」第一〇節「現代の中立」において、私は「中立は幻想か」という問題を提起し、中立の道は容易でないけれども、戦時中ですら中立は存在したのであるから、況んや平時において中立がありえない筈はなく、中立はありえないときめてかかることこそ敗北主義であると主張したのである。（一五四頁、一五六頁）

（3）Thomas Baty; International Law in Twilight, 1954, Tokyo. Chapter VI. Neutrality.

（4）E. H. Carr, Hans Morgenthau, Noel-Baker, Michel Howad, Dennis Healy, Oran R. Young, Peter Lyon, Cyril, E. Black, Richard, A. Falk, Klaus Knorr, Laurence W. Martin, Cecil V Crabb Jr., Paul F. Power, Ivan Morris など諸氏の論著・論説から学んだが、「日本における中立主義の生長」においては言及しなかつた。

（5）憲法改正に対する反対意見は、一時代前よりわかずながら減少の傾向を見せているが、それでも国民の約半数は、平和憲法を守ろうという根強い姿

勢はくずれていない。自衛隊の存在を是認する人でも、憲法改正には四三・五%が反対し、賛成は二七・一%しかないことを銘記すべきである。またわが国の平和と安全をまもるために、自衛力の増強を「大いに望ましい」と答えた人は、一一・九%しかない。「完全中立を保つこと」は三六・九%である。

（昭和四五年五月三一日読売社説）

(6) 昭和四四年一二月の総選挙における各政党の得票率は、昭和四四年一二月二八日朝日新聞世論調査によれば次の如くであり、自民党の約半分を社会党が得票しているのである。

自民党　四七・七　　社会党　二一・四　　公明　一〇・九　　民社　七・七　　共産　六・八

(7) 内閣官房調査室編安保改定問題の記録（昭和三六年十二月、八六九頁）

(8) 昭和四五年八月一五日　毎日新聞

(9) 一九七〇年毎日年鑑、六三一頁

(10) 昭和四五年五月三一日、読売新聞の全国世論調査によれば安保の延長固定期限到来を前にして「70年代日本の進路」について、「中立日本が理想」は過半数という結果が出て居るのである。すなわち、「つぎにあげる七項目で、それぞれどれが日本にとつて望ましいと思いますか。」という問いに対して、「軍事的に完全中立関係を保つこと」が、他の六項目より抜きんでて、三六・九%を占めていることに注意さるべきである。やや望ましい一五・四%で、これを合せると半数以上が中立を希望しているのが判明する。この事実は、日本における中立主義的傾斜はすでに戦後二十数年を経て定着しつつあることを示しているといつて差支えないといえるであろう。